

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年9月22日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2201124号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300096号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月8日

A社に勤務した期間のうち、請求期間の賞与が1万5,000円と記録されているが、請求期間を除き、平成15年から平成24年までに支給された賞与は150万円と記録されている。同社勤務中に賞与が100分の1に減額されたことはなかったため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

日本年金機構は、国内事業所に勤務する者が海外事業所に出向する場合の報酬の取扱いを、国内事業所の給与規定や出向規定によらない海外事業所の規定等により支給される給与については報酬等に該当しないとしている。

また、B社の事業主は、請求期間に係る支給対象期間は、平成18年4月1日から同年9月30日までの6か月間であるが、当該支給対象期間に国内勤務期間と海外勤務期間が混在した場合は、国内勤務期間分のみを届出することとしていた旨回答しているところ、当該請求期間の賞与に係る支給対象期間のうち、国内勤務期間(平成18年4月1日及び同年4月2日)を対象に賞与を支給したと想定されることから、1万5,000円は妥当な標準賞与額であり、正しい金額を届け出たと考えられる旨回答している。

さらに、B社が加入するC健康保険組合から提出された請求者に係る被保険者台帳によると、平成18年12月8日に、賞与支払額1万5,556円、標準賞与額1万5,000円と記録されており、オンライン記録の標準賞与額と符合していることが確認できる。

加えて、B社の事業主は、文書保存期間経過のため請求者の主張する賞与額について確認できる資料がない旨回答しており、請求者においても請求期間に係る賞与明細書を保有しておらず、当該期間に係る賞与の支給額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における賞与の支給額及び厚生年金保険料の控除額を確認でき

る関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。